

第 121 回

2024年4月1日～2025年3月31日

定時株主総会招集ご通知



日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時



場所

神戸市東灘区住吉浜町19番地の5
当社本社 3階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目次

招集ご通知	P.1
事業報告	P.3
計算書類等	P.15
監査報告	P.35
株主総会参考書類	P.41

議決権行使期限：2025年6月26日（木曜日）午後5時30分

議 案

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |

議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。ぜひとも議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

株主総会に
当日ご出席いただく場合



議決権行使書用紙を
会場受付へ提出

書面（議決権行使書）による
議決権行使の場合



議案に対する賛否を
表示のうえ返送

証券コード2055
2025年6月10日

株 主 各 位

神戸市東灘区住吉浜町19番地の5

日 和 産 業 株 式 会 社

取締役社長 中 橋 太 一 郎

第121回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第121回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nichiwasangyo.co.jp/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会関連情報」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2055/teiiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄検索で当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席されない場合は、書面による事前の議決権行使を何卒ご検討いただけますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市東灘区住吉浜町19番地の5 当社本社3階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項 1. 第121期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第121期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- ~~~~~
◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価上昇に伴う個人消費の低迷はあったものの、インバウンド需要の増加等に支えられ、緩やかな回復基調で推移しました。しかし、米国の通商政策や不安定さが増す国際情勢から、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

配合飼料業界におきましては、主原料であるとうもろこしは、米国の好天による豊作見通しから価格は一時下落しておりましたが、南米の乾燥懸念から9月以降上昇しました。副原料である大豆粕は、ブラジルの天候悪化により価格は上昇しましたが、米国での大豆の生育が順調であることに加え、南米の天候回復により、価格は軟調に推移しました。外国為替相場につきましては、前期から円安で推移しておりましたが、金利差が縮小したことから円高となり、その後は米国の通商政策に左右され不安定な状況であります。

畜産物市況につきましては、鶏卵相場は、鳥インフルエンザによる生産量の減少から回復が進み下落しましたが、10月以降は再び鳥インフルエンザ発生の影響から高値で推移しました。鶏肉相場は、夏には消費量が減少しておりましたが、10月以降は需要が増加したことから価格は回復しました。豚肉相場は、夏は豚熱と猛暑の影響から前年同期と比べ高値で推移しましたが、夏以降は生産量が回復したことから下落しました。牛肉相場は、需要は回復傾向にあるものの、前年比ほぼ横ばいの推移となりました。

このような状況のなか、当社は2024年4月及び10月に配合飼料価格の値下げを行いました。2024年7月及び2025年1月には値上げを行いました。

その結果、売上高は485億77百万円（前年同期比8.1%減）となりました。利益面につきましては、営業利益は9億6百万円（前年同期比0.0%増）、貸倒引当金戻入額を計上したことから、経常利益は11億43百万円（前年同期比24.9%増）、減損損失を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は3億10百万円（前年同期比42.7%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

飼料事業

売上高は466億98百万円（前年同期比8.7%減）となり、原材料価格が落ち着いたことから、セグメント利益（営業利益）は10億87百万円（前年同期比12.3%増）となりました。

畜産事業

売上高は18億79百万円（前年同期比8.7%増）となり、相場変動の影響から、セグメント損失（営業損失）は1億27百万円（前年同期のセグメント損失（営業損失）は2億49百万円）となりました。

（セグメント別売上高）

区 分	前連結会計年度	構成比	当連結会計年度	構成比	増減率
	百万円	%	百万円	%	%
飼 料 事 業	51,157	96.7	46,698	96.1	△8.7
畜 産 事 業	1,729	3.3	1,879	3.9	8.7
合 計	52,887	100.0	48,577	100.0	△8.1

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資は生産設備の更新等の8億63百万円であります。
この所要資金は自己資金でまかないました。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、変動の激しい外国為替相場に加え、先行きの見えない国際情勢により引き続き厳しい状況であります。

このような状況のもとで、当社グループといたしましては、業績の向上を目指し、多様化する顧客ニーズに対応した製品の開発、多様な人材確保及び育成、家畜疾病の予防に努めて参ります。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 118 期 (2022年 3 月期)	第 119 期 (2023年 3 月期)	第 120 期 (2024年 3 月期)	第 121 期 (2025年 3 月期)
売 上 高(百万円)	44,906	54,659	52,887	48,577
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	216	△99	915	1,143
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	116	157	541	310
1 株当たり当期純利益(円)	6.08	8.68	29.91	17.12
総 資 産(百万円)	29,046	29,708	32,633	29,706
純 資 産(百万円)	17,409	17,435	18,164	18,237
1 株 当 た り 純 資 産(円)	961.24	962.64	1,002.90	1,006.95

(注) 1 株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1 株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
東 和 畜 産 株 式 会 社	50百万円	100%	子豚の生産及び肉鶏、肉豚の肥育販売

(6) 主要な事業内容（2025年 3 月31日現在）

配合飼料の製造・販売並びに畜産物の生産・販売等を行っております。

(7) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

① 当社

本				社		兵	庫	県	神	戸	市		
神	戸	工		場		兵	庫	県	神	戸	市		
三	原	工		場		広	島	県	三	原	市		
鹿	児	島	工	場		鹿	児	島	県	鹿	児	島	市
八	戸	工		場		青	森	県	八	戸	市		
坂	出	工		場		香	川	県	坂	出	市		
長	崎	営	業	所		長	崎	県	島	原	市		

② 子会社

東	和	畜	産	株	式	会	社	鹿	児	島	県	鹿	児	島	市
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(8) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
178名	9名減

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員37名は含まれておりません。

(9) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借入先	借入金額
株式会社三井住友銀行	690
株式会社三菱UFJ銀行	686
兵庫県信用農業協同組合連合会	675
農林中央金庫	580

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 79,591,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,830,825株（自己株式2,719,032株を含む）
- (3) 株主数 2,623名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 十 文 字 チ キ ン カ ン パ ニ ー	1,504千株	8.31%
豊 田 通 商 株 式 会 社	1,362	7.52
東 北 グ レ ー ン タ ー ミ ナ ル 株 式 会 社	1,153	6.37
カ ー ギ ル ジ ャ パ ン 合 同 会 社	1,000	5.52
株 式 会 社 み な と 銀 行	903	4.99
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	873	4.82
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	873	4.82
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	849	4.69
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	771	4.26
佐 藤 産 業 株 式 会 社	535	2.96

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式（2,719,032株）を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
中 橋 太一郎	取 締 役 社 長（代表取締役）	豊田通商株式会社西日本フード＆アグリビジネス部部长 株式会社リグア 監査役 株式会社モンスターラボ 取締役 監査等委員
中 澤 敬 史	取 締 役 会 長	
中 橋 正 敏	取 締 役 相 談 役	
松 本 幸 久	取 締 役（三原工場長）	
安 井 秀 夫	取 締 役（管理本部長・総務部長）	
東 奎 比 野 敏	取 締 役（鹿児島工場長）	
河 崎 司 郎	取 締 役	
脇 村 常 雄	常 勤 監 査 役	
山 下 剛	監 査 役	
吉 田 憲 史	監 査 役	

- (注) 1. 監査役吉田憲史氏は2024年6月27日開催の第120回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
2. 小阪田興一氏は2024年6月27日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任されました。
3. 取締役河崎司郎氏は、社外取締役であります。なお、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役山下剛氏及び監査役吉田憲史氏は、社外監査役であります。なお、当社は監査役吉田憲史氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 監査役吉田憲史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社の定款に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が一部の保険料を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月21日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、担当職務とその職責、貢献度とその成果、そして当社の業績等を総合的に勘案し、決定することを基本方針としております。また、取締役の報酬は基本報酬のみとしております。

b. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、金銭による月例の固定報酬としております。決定方法としましては、取締役会より報酬額の決定権限の委任を受けた代表取締役が、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位別配分割合を基に算出した金額を基本方針に照らし合わせ、総合的に勘案し、決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	101 (3)	101 (3)	—	—	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	13 (2)	13 (2)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	115 (6)	115 (6)	—	—	10 (3)

- (注) 1. 監査役の支給員数は、無報酬の社外監査役 1 名を除いております。
2. 監査役の報酬等の総額には、2024年 6 月27日開催の第120回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました監査役 1 名の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 2016年 6 月29日開催の第112回定時株主総会の決議により取締役については月額13百万円以内と定めております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7 名（うち、社外取締役は 1 名）です。
4. 1994年 6 月29日開催の第90回定時株主総会の決議により監査役については月額 3 百万円以内と定めております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3 名です。
5. 取締役会は、代表取締役社長中橋太郎に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由としましては、長年にわたり当社における経営全般の管理・監督に携わってまいりましたことから、取締役の報酬額を適切に決定できると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況	当社との関係
取 締 役	河 崎 司 郎	—	—
監 査 役	山 下 剛	豊田通商株式会社 西日本フード&アグリビジネス部部长	取引先
監 査 役	吉 田 憲 史	株式会社リグア 監査役 株式会社モンスターラボ 取締役監査等委員	—

当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待 さ れ る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
取 締 役	河 崎 司 郎	当事業年度に開催された取締役会 5 回全てに出席し、主に銀行及び監査法人の経験で培った見地から企業経営の実務に関して発言を行う等、期待される役割を果たしております。
監 査 役	山 下 剛	当事業年度に開催された取締役会 5 回のうち 4 回に出席し、また、監査役会 5 回全てに出席し、企業経営の実務に関して発言を行っております。
監 査 役	吉 田 憲 史	就任後開催の取締役会 4 回全てに出席し、また、就任後開催の監査役会 4 回全てに出席し、企業経営の実務に関して発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	28百万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は会計監査人と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法並びに会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制」について以下のとおり基本方針を定めております。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、当社及び子会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に当社及び子会社の役職員教育を行う。総務部は、当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義ある行為等について、当社及び子会社の役職員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応は総務部が行う。また、各部署の所管業務に付随するリスク管理は各々担当部署が行う。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとする。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社にそれぞれの責任を負う者を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、総務部はこれらを横断的に管理し、子会社が適切な内部統制システムの整備を行うように指導する。

⑥ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、経営上の重要事項を取締役会に報告するものとする。子会社において企業行動に関する重要な法令違反が発生した場合にも、速やかに報告するものとする。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の職務を補助する組織を総務部とする。監査役から補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、取締役は監査役と協議し配置する。

⑧ 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の異動及び懲戒については、監査役会の意見を尊重するものとする。監査役の当該使用人に対する指示を不当に制限してはならず、また当該使用人は監査役の指示に従わなければならない。

⑨ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等は、会社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実及び法令に違反する重大な事実が発生した場合にはその事実、並びにホットラインによる通報があった場合にはその内容を、速やかに監査役に報告する。

⑩ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の役職員が通報窓口や監査役等への報告を行った場合に、当該報告をしたことを理由にしてその役職員に対して不利な扱いを行うことを禁止する。

⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査役が当社に対し職務の執行について生じた費用または債務の処理の請求をしたときには、必要でないと認められた場合を除き速やかに当該費用の支払い等の処理を行う。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、効率的かつ効果的な監査を行うために、当社及び子会社の社長並びに会計監査人と情報の交換を含む緊密な協力関係を維持するとともに、必要に応じて独自に弁護士や公認会計士等の外部専門家の支援を受けることができる。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対する基本方針に従い、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たない。また、不当要求に対しては法的措置をとる等組織全体で断固として拒絶し、いかなる理由であれ、資金提供及び便宜供与を行わない。統括する部署を総務部とし、企業防衛対策協議会に出席して情報交換・情報収集を行い、役職員に周知する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス

役職員に対し社内研修や会議を通じてコンプライアンス規程の内容の周知徹底を図ることにより法令を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、内部通報の制度についても役職員に対する周知を行っております。

② リスク管理

毎月の各拠点からの報告をもとに企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策について検討し、情報の共有を行っております。

③ 内部監査体制

内部監査部門が作成した監査計画に基づき、内部監査を実施しております。

④ 監査役の職務の執行

監査役会の他、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人との間で情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。また、常勤監査役は重要会議に出席し、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の確保を図っております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てております。

## 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
|-------------|--------|-------------------|--------|
| ( 資 産 の 部 ) |        | ( 負 債 の 部 )       |        |
| 流 動 資 産     | 23,625 | 流 動 負 債           | 11,219 |
| 現金及び預金      | 9,019  | 支払手形及び買掛金         | 6,140  |
| 受取手形        | 1,405  | 短期借入金             | 3,969  |
| 売掛金         | 9,792  | 未払金               | 435    |
| 商品及び製品      | 135    | 未払法人税等            | 268    |
| 仕掛品         | 420    | 未払消費税等            | 147    |
| 原材料及び貯蔵品    | 2,297  | 賞与引当金             | 86     |
| その他         | 786    | その他               | 172    |
| 貸倒引当金       | △232   | 固 定 負 債           | 249    |
| 固 定 資 産     | 6,081  | 長期未払金             | 82     |
| 有形固定資産      | 4,702  | 繰延税金負債            | 48     |
| 建物及び構築物     | 1,582  | 退職給付に係る負債         | 19     |
| 機械装置及び運搬具   | 1,444  | 資産除去債務            | 100    |
| 工具、器具及び備品   | 115    | 負 債 合 計           | 11,469 |
| 土地          | 1,361  | ( 純 資 産 の 部 )     |        |
| 建設仮勘定       | 199    | 株 主 資 本           | 17,741 |
| 無形固定資産      | 16     | 資 本 金             | 2,011  |
| 投資その他の資産    | 1,361  | 資 本 剰 余 金         | 1,904  |
| 投資有価証券      | 950    | 利 益 剰 余 金         | 14,547 |
| 長期貸付金       | 313    | 自 己 株 式           | △722   |
| 破産更生債権等     | 1,669  | その他の包括利益累計額       | 496    |
| 退職給付に係る資産   | 109    | その他有価証券評価差額金      | 506    |
| その他         | 36     | 繰延ヘッジ損益           | △10    |
| 貸倒引当金       | △1,718 | 純 資 産 合 計         | 18,237 |
| 資 産 合 計     | 29,706 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 29,706 |

連結損益計算書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                                                                                                                                 |   |   |     | 金 額 |        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|---|-----|-----|--------|
| 売上<br>売上<br>販売<br>営業<br>営業<br>受<br>受<br>売<br>為<br>受<br>受<br>貸<br>そ<br>営<br>支<br>売<br>支<br>そ<br>経<br>特<br>減<br>税<br>法<br>法<br>当<br>親 | 上 | 原 | 高   |     | 48,577 |
|                                                                                                                                     | 上 | 利 | 価   |     | 45,019 |
|                                                                                                                                     | 総 | 管 | 益   |     | 3,557  |
|                                                                                                                                     | び | 理 | 費   |     | 2,651  |
|                                                                                                                                     | 一 | 収 | 益   |     | 906    |
|                                                                                                                                     | 業 | 外 | 益   |     |        |
|                                                                                                                                     | 受 | 取 | 利   | 9   |        |
|                                                                                                                                     | 受 | 取 | 当   | 30  |        |
|                                                                                                                                     | 売 | 電 | 収   | 28  |        |
|                                                                                                                                     | 為 | 替 | 差   | 23  |        |
| 受                                                                                                                                   | 取 | 保 | 26  |     |        |
| 受                                                                                                                                   | 取 | 賃 | 16  |     |        |
| 貸                                                                                                                                   | 倒 | 引 | 186 |     |        |
| そ                                                                                                                                   |   | 当 | 67  |     |        |
| 営                                                                                                                                   | 業 | の |     | 389 |        |
|                                                                                                                                     |   | 費 |     |     |        |
|                                                                                                                                     | 外 | 用 |     |     |        |
|                                                                                                                                     | 払 | 利 | 57  |     |        |
|                                                                                                                                     | 電 | 費 | 33  |     |        |
|                                                                                                                                     | 払 | 手 | 53  |     |        |
|                                                                                                                                     |   | の | 7   | 151 |        |
| 経                                                                                                                                   | 常 | 利 | 益   |     | 1,143  |
| 特                                                                                                                                   | 別 | 損 | 失   |     |        |
|                                                                                                                                     |   | 損 | 損   | 644 | 644    |
| 減                                                                                                                                   |   |   |     |     | 499    |
| 金                                                                                                                                   | 等 | 調 | 前   | 当   | 期      |
| 税                                                                                                                                   | 金 | 等 | 調   | 期   | 純      |
| 法                                                                                                                                   | 人 | 税 | 、   | 住   | 民      |
| 法                                                                                                                                   | 人 | 税 | 等   | 税   | 及      |
| 当                                                                                                                                   | 期 | 純 | 利   | 益   | 事      |
| 親                                                                                                                                   | 会 | 社 | 株   | 主   | に      |
|                                                                                                                                     |   |   |     |     | 帰      |
|                                                                                                                                     |   |   |     |     | 属      |
|                                                                                                                                     |   |   |     |     | す      |
|                                                                                                                                     |   |   |     |     | る      |
|                                                                                                                                     |   |   |     |     | 当      |
|                                                                                                                                     |   |   |     |     | 期      |
|                                                                                                                                     |   |   |     |     | 純      |
|                                                                                                                                     |   |   |     |     | 利      |
|                                                                                                                                     |   |   |     |     | 益      |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2024年4月1日から )  
( 2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |           |         |        |
|-------------------------|---------|-----------|-----------|---------|--------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高               | 2,011   | 1,904     | 14,382    | △722    | 17,576 |
| 当 期 変 動 額               |         |           |           |         |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           | △144      |         | △144   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |         |           | 310       |         | 310    |
| 自己株式の取得                 |         |           |           | △0      | △0     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |           |         |        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -         | 165       | △0      | 165    |
| 当 期 末 残 高               | 2,011   | 1,904     | 14,547    | △722    | 17,741 |

|                         | そ の 他 の 包 括 利 益            |         | 累 計 額                        | 純資産合計  |
|-------------------------|----------------------------|---------|------------------------------|--------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 繰延ヘッジ損益 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |        |
| 当 期 首 残 高               | 563                        | 25      | 588                          | 18,164 |
| 当 期 変 動 額               |                            |         |                              |        |
| 剰 余 金 の 配 当             |                            |         |                              | △144   |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益     |                            |         |                              | 310    |
| 自己株式の取得                 |                            |         |                              | △0     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | △56                        | △35     | △91                          | △91    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △56                        | △35     | △91                          | 73     |
| 当 期 末 残 高               | 506                        | △10     | 496                          | 18,237 |

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 1社 東和畜産株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称

みちのく飼料株式会社、高野地域畜産環境施設有限会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

棚卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

主として定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～60年

機械装置及び運搬具 2～20年

無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債、退職給付に係る資産及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは配合飼料の製造、販売を主な事業とし、顧客への商品の販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、代理人として純額で収益を認識しております。また、買戻し義務に該当する有償支給取引については、当該支給品の消滅を認識しないこととしております。

なお、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の商品又は製品の販売において、出荷時から当該商品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約が付されている外貨建債務については振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建債務等

ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができると、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

金銭債権に対する貸倒引当金の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|         |           |
|---------|-----------|
| 受取手形    | 1,405百万円  |
| 売掛金     | 9,792百万円  |
| 長期貸付金   | 313百万円    |
| 破産更生債権等 | 1,669百万円  |
| 貸倒引当金   | △1,951百万円 |

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①算出方法

金銭債権のうち一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

貸倒懸念債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績等を考慮して貸倒見積高を算定する方法を採用しております。破産更生債権等については、債権額から担保の処分見込額及び

- ②主要な仮定

回収不能見込額を減額し、その残額を貸倒見積高としております。
- ③翌年度の連結計算書類に与える影響

回収不能見込額を算定するにあたっては、家畜の疾病による畜産物市況の変化、債務者の業績見通しまたは財政状態及び経営成績等に基づく回収見込、不動産等の担保資産価値に関して、経営者による主要な仮定を使用しております。
- ③翌年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である家畜の疾病による畜産物市況の変化、債務者の業績見通しや回収見込、不動産等の担保資産価値は、見積りの不確実性があり、翌年度において貸倒引当金の追加計上が発生する可能性があります。

固定資産の減損損失

|                           |        |          |
|---------------------------|--------|----------|
| (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 | 有形固定資産 | 4,702百万円 |
|                           | 無形固定資産 | 16百万円    |
|                           | 減損損失   | 644百万円   |

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

- ①算出方法

原則として、事業所又は事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別にグルーピングを行っております。減損の兆候判定については、個別にグルーピングをした資産又は資産グループの営業損益が継続してマイナスとなった場合等に減損の兆候があるものとしております。減損の兆候があると判断した資産又は資産グループについては、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。
- ②主要な仮定

回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の額としております。正味売却価額は、主として不動産鑑定評価額等に基づき評価しております。使用価値は、事業計画に基づく将来キャッシュ・フローを基礎として割引率により現在価値に割り引いて算定しております。
- ③翌年度の連結計算書類に与える影響

回収不能見込額を算定するにあたっては、事業を取り巻く環境、過去の実績、今後の市場動向等を踏まえて策定した事業計画や不動産鑑定評価額等を用いており、事業計画における販売数量や販売単価に関して、経営者による主要な仮定を使用しております。
- ③翌年度の連結計算書類に与える影響

事業を取り巻く環境や不動産等の資産価値は、見積りの不確実性があり、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。当該見積り額の前提とした条件や仮定に変化が生じ、将来キャッシュ・フローが減少した場合、減損損失を認識することになる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| 1. 投資有価証券に含まれる関連会社株式                 | 34百万円     |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額                    | 19,098百万円 |
| 3. 国庫補助金による有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額 |           |
| 建物及び構築物                              | 41百万円     |
| 機械装置及び運搬具                            | 199百万円    |

(連結損益計算書に関する注記)

固定資産の減損損失に関する注記事項

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

| 場所      | 用途          | 種類        | 減損損失 |
|---------|-------------|-----------|------|
| 兵庫県三木市  | 事業用資産－製造用設備 | 建物及び構築物   | 14   |
| 兵庫県三木市  | 事業用資産－製造用設備 | 機械装置及び運搬具 | 3    |
| 兵庫県三木市  | 事業用資産－製造用設備 | 工具、器具及び備品 | 2    |
| 兵庫県三木市  | 事業用資産－製造用設備 | 無形固定資産    | 0    |
| 兵庫県三木市  | 事業用資産－製造用設備 | 土地        | 278  |
| 鹿児島県鹿屋市 | 事業用資産－製造用設備 | 建物及び構築物   | 343  |
| 鹿児島県鹿屋市 | 事業用資産－製造用設備 | 機械装置及び運搬具 | 0    |
| 鹿児島県鹿屋市 | 事業用資産－製造用設備 | 工具、器具及び備品 | 0    |
| 合計      |             |           | 644  |

当社グループは、原則として、事業所又は事業部門を区分の基礎としてグルーピングを行っており、遊休資産については、個別にグルーピングを行っております。

回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い金額によっております。当連結会計年度において、兵庫県三木市及び鹿児島県鹿屋市の農場で収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。回収可能価額は、兵庫県三木市の農場については、正味売却価額により測定しており、土地については不動産鑑定評価額等により評価し、その他の資産は備忘価額により評価しております。鹿児島県鹿屋市の農場については、使用価値により測定しており、各資産又は資産グループの継続的使用と使用後の構成資産の処分によって見込まれる将来キャッシュ・フローを、借入資本コストと自己資本コストを加重平均した資本コスト6.7%で現在価値に割り引いて算定しております。

招集ご通知

- 事業報告

連結計算書類

- 計算書類

監查報告

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。長期貸付金に係る取引先の信用リスクは、社内規定に基づいてリスク低減を図っております。破産更生債権等に係る取引先の信用リスクは、十分な貸倒引当金を計上しております。投資有価証券は、すべてが株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。支払手形及び買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であります。デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|              | 連結貸借対照表計上額 | 時価  | 差額 |
|--------------|------------|-----|----|
| (1) 投資有価証券   |            |     |    |
| 其他有価証券       | 905        | 905 | -  |
| (2) 長期貸付金    | 313        |     |    |
| 貸倒引当金（※2）    | △95        |     |    |
|              | 218        | 218 | 0  |
| (3) 破産更生債権等  | 1,669      |     |    |
| 貸倒引当金（※2）    | △1,623     |     |    |
|              | 46         | 46  | -  |
| (4) デリバティブ取引 | △14        | △14 | -  |

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) 個別及び一括で計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区分    | 当連結会計年度（百万円） |
|-------|--------------|
| 非上場株式 | 44           |

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分                | 時価   |      |      |     |
|-------------------|------|------|------|-----|
|                   | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 投資有価証券<br>その他有価証券 | 905  | -    | -    | 905 |
| デリバティブ取引          | -    | △14  | -    | △14 |

#### (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

| 区分      | 時価   |      |      |     |
|---------|------|------|------|-----|
|         | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計  |
| 長期貸付金   | -    | 218  | -    | 218 |
| 破産更生債権等 | -    | 46   | -    | 46  |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

##### (1) 投資有価証券

上場会社は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

##### (2) 長期貸付金

これらの時価については、回収可能性を反映した元利金の受取見込額を国債利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額からの現在の貸倒見積額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(4) デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|               | 報告セグメント |       | 合計     |
|---------------|---------|-------|--------|
|               | 飼料事業    | 畜産事業  |        |
| 顧客との契約から生じる収益 | 46,698  | 1,879 | 48,577 |
| その他の収益        | -       | -     | -      |
| 外部顧客への売上高     | 46,698  | 1,879 | 48,577 |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類の「連結注記表 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,006円95銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 17円12銭    |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
|-------------|--------|-------------------|--------|
| ( 資 産 の 部 ) |        | ( 負 債 の 部 )       |        |
| 流 動 資 産     | 23,495 | 流 動 負 債           | 11,183 |
| 現金及び預金      | 8,982  | 買掛金               | 6,136  |
| 受取手形        | 1,405  | 短期借入金             | 3,969  |
| 売掛金         | 10,180 | 未払金               | 407    |
| 商品及び製品      | 135    | 賞与引当金             | 84     |
| 原材料及び貯蔵品    | 2,282  | その他               | 586    |
| その他の        | 741    | 固 定 負 債           | 236    |
| 貸倒引当金       | △232   | 長期未払金             | 82     |
| 固 定 資 産     | 6,227  | 繰延税金負債            | 54     |
| 有形固定資産      | 3,746  | 資産除去債務            | 100    |
| 建物          | 692    | 負 債 合 計           | 11,419 |
| 構築物         | 138    | ( 純 資 産 の 部 )     |        |
| 機械及び装置      | 1,422  | 株 主 資 本           | 17,806 |
| 車両運搬具       | 14     | 資 本 金             | 2,011  |
| 工具、器具及び備品   | 113    | 資 本 剰 余 金         | 1,904  |
| 土地          | 1,167  | 資本準備金             | 1,904  |
| 建設仮勘定       | 196    | 利 益 剰 余 金         | 14,612 |
| 無 形 固 定 資 産 | 16     | 利益準備金             | 410    |
| 投資その他の資産    | 2,464  | その他利益剰余金          | 14,202 |
| 投資有価証券      | 916    | 退職給与基金            | 442    |
| 関係会社株式      | 31     | 配当準備積立金           | 1      |
| 出資金         | 4      | 価格変動準備金           | 42     |
| 長期貸付金       | 282    | 固定資産圧縮積立金         | 9      |
| 関係会社長期貸付金   | 2,011  | 別途積立金             | 9,753  |
| 破産更生債権等     | 1,669  | 繰越利益剰余金           | 3,954  |
| 前払年金費用      | 109    | 自 己 株 式           | △722   |
| その他         | 28     | 評価・換算差額等          | 496    |
| 貸倒引当金       | △1,718 | その他有価証券評価差額金      | 506    |
| 関係会社貸倒引当金   | △870   | 繰延ヘッジ損益           | △10    |
| 資 産 合 計     | 29,723 | 純 資 産 合 計         | 18,303 |
|             |        | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 29,723 |

# 損 益 計 算 書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目 |   |   |   |   | 金 額 |        |
|-----|---|---|---|---|-----|--------|
| 売上  | 上 | 原 | 高 |   |     | 47,607 |
| 売   | 上 | 原 | 価 |   |     | 44,007 |
| 売   | 上 | 総 | 利 | 益 |     | 3,599  |
| 販   | 費 | 及 | 一 | 般 | 管   | 2,558  |
| 営   | 業 | び | 管 | 理 | 費   | 1,041  |
| 営   | 業 | 外 | 収 | 益 |     |        |
|     | 受 | 取 | 利 | 息 | 38  |        |
|     | 受 | 取 | 配 | 当 | 金   | 30     |
|     | 売 | 電 | 収 | 入 | 28  |        |
|     | 為 | 替 | 差 | 益 | 23  |        |
|     | 受 | 取 | 保 | 険 | 金   | 26     |
|     | 受 | 取 | 賃 | 貸 | 料   | 16     |
|     | 貸 | 倒 | 引 | 当 | 金   | 186    |
|     | そ |   | の | 戻 | 入   | 56     |
| 営   | 業 | 外 | 費 | 用 |     | 407    |
|     | 支 | 払 | 利 | 息 | 57  |        |
|     | 売 | 電 | 費 | 用 | 33  |        |
|     | 支 | 払 | 手 | 数 | 53  |        |
|     | そ |   | の | 他 | 3   | 147    |
| 経   | 常 | 利 | 益 |   |     | 1,301  |
| 特   | 別 | 損 | 失 |   |     |        |
|     | 減 | 損 | 損 | 失 | 299 |        |
|     | 関 | 係 | 会 | 社 | 貸   | 倒      |
|     |   |   | 引 | 当 | 金   | 繰      |
|     |   |   |   |   | 入   | 額      |
| 税   | 引 | 前 | 当 | 期 | 純   | 利      |
| 法   | 人 | 税 | 、 | 住 | 民   | 税      |
| 法   | 人 | 税 | 等 | 調 | 整   | 額      |
| 当   | 期 | 純 | 利 | 益 |     | 315    |

株主資本等変動計算書

( 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                         | 株主資本  |       |             |       |            |             |
|-------------------------|-------|-------|-------------|-------|------------|-------------|
|                         | 資本金   | 資本剰余金 |             | 利益剰余金 |            |             |
|                         |       | 資本準備金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金   |             |
|                         |       |       |             |       | 退職給与<br>基金 | 配当準備<br>積立金 |
| 当 期 首 残 高               | 2,011 | 1,904 | 1,904       | 410   | 442        | 1           |
| 当 期 変 動 額               |       |       |             |       |            |             |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |       |       |             |       |            |             |
| 剰 余 金 の 配 当             |       |       |             |       |            |             |
| 当 期 純 利 益               |       |       |             |       |            |             |
| 自己株式の取得                 |       |       |             |       |            |             |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |       |       |             |       |            |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -     | -     | -           | -     | -          | -           |
| 当 期 末 残 高               | 2,011 | 1,904 | 1,904       | 410   | 442        | 1           |

|                         | 株主資本        |               |       |             |             |
|-------------------------|-------------|---------------|-------|-------------|-------------|
|                         | 利益剰余金       |               |       |             |             |
|                         | その他利益剰余金    |               |       |             | 利益剰余金<br>合計 |
|                         | 価格変動<br>準備金 | 固定資産<br>圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益<br>剰余金 |             |
| 当 期 首 残 高               | 42          | 9             | 9,753 | 3,782       | 14,442      |
| 当 期 変 動 額               |             |               |       |             |             |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |             | △0            |       | 0           | -           |
| 剰 余 金 の 配 当             |             |               |       | △144        | △144        |
| 当 期 純 利 益               |             |               |       | 315         | 315         |
| 自己株式の取得                 |             |               |       |             |             |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |             |               |       |             |             |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -           | △0            | -     | 171         | 170         |
| 当 期 末 残 高               | 42          | 9             | 9,753 | 3,954       | 14,612      |

(単位：百万円)

|                         | 株主資本 |            | 評価・換算差額等             |             |                | 純資産合計  |
|-------------------------|------|------------|----------------------|-------------|----------------|--------|
|                         | 自己株式 | 株主資本<br>合計 | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 評価・換算<br>差額等合計 |        |
| 当 期 首 残 高               | △722 | 17,635     | 563                  | 25          | 588            | 18,224 |
| 当 期 変 動 額               |      |            |                      |             |                |        |
| 固定資産圧縮積立金の取崩            |      | -          |                      |             |                | -      |
| 剰 余 金 の 配 当             |      | △144       |                      |             |                | △144   |
| 当 期 純 利 益               |      | 315        |                      |             |                | 315    |
| 自己株式の取得                 | △0   | △0         |                      |             |                | △0     |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |      |            | △56                  | △35         | △91            | △91    |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △0   | 170        | △56                  | △35         | △91            | 78     |
| 当 期 末 残 高               | △722 | 17,806     | 506                  | △10         | 496            | 18,303 |

# 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

    その他有価証券

        市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

        市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブ

時価法によっております。

棚卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

    建物、構築物                                5～60年

    機械及び装置、車両運搬具    2～20年

無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

## 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を超過している場合には、超過額を前払年金費用として計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は配合飼料の製造、販売を主な事業とし、顧客への商品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、代理人として純額で収益を認識しております。また、買戻し義務に該当する有償支給取引については、当該支給品の消滅を認識しないこととしております。

なお、収益認識会計基準の適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一部の商品又は製品の販売において、出荷時から当該商品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

#### 5. ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約が付されている外貨建債務については振当処理を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建債務等

ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的でのみヘッジ手段を利用する方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動を完全に相殺するものと想定することができするため、ヘッジ有効性の判定は省略しております。

#### 6. 会計上の見積りに関する注記

金銭債権に対する貸倒引当金の見積り

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

|           |           |
|-----------|-----------|
| 受取手形      | 1,405百万円  |
| 売掛金       | 10,180百万円 |
| 長期貸付金     | 282百万円    |
| 関係会社長期貸付金 | 2,011百万円  |
| 破産更生債権等   | 1,669百万円  |
| 貸倒引当金     | △1,951百万円 |
| 関係会社貸倒引当金 | △870百万円   |

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結計算書類の「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

固定資産の減損損失

|                     |        |          |
|---------------------|--------|----------|
| (1) 当年度の計算書類に計上した金額 | 有形固定資産 | 3,746百万円 |
|                     | 無形固定資産 | 16百万円    |
|                     | 減損損失   | 299百万円   |

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報  
連結計算書類の「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

|                                      |        |           |
|--------------------------------------|--------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                    |        | 18,214百万円 |
| 2. 国庫補助金による有形固定資産の取得価額から控除されている圧縮記帳額 |        |           |
|                                      | 建物     | 41百万円     |
|                                      | 機械及び装置 | 199百万円    |
| 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務                |        |           |
| 関係会社に対する短期金銭債権                       |        | 445百万円    |
| 関係会社に対する短期金銭債務                       |        | 26百万円     |

(損益計算書に関する注記)

|               |           |        |
|---------------|-----------|--------|
| (1) 関係会社との取引高 |           |        |
|               | 営業取引      | 764百万円 |
|               | 営業取引以外の取引 | 46百万円  |

(2) 関係会社貸倒引当金繰入額

関係会社貸倒引当金繰入額495百万円は、子会社東和畜産株式会社に対するものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|---------|------------|------------|------------|-----------|
| 普通株式(株) | 2,718,972  | 60         | -          | 2,719,032 |

(注) 普通株式の増加60株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

|              |          |
|--------------|----------|
| 繰延税金資産       |          |
| 貸倒引当金        | 609百万円   |
| 関係会社貸倒引当金    | 274百万円   |
| 賞与引当金        | 25百万円    |
| 減損損失         | 147百万円   |
| 長期未払金        | 25百万円    |
| 未払費用         | 3百万円     |
| 投資有価証券評価損    | 24百万円    |
| その他          | 116百万円   |
| 繰延税金資産小計     | 1,227百万円 |
| 評価性引当額       | △993百万円  |
| 繰延税金資産合計     | 234百万円   |
| 繰延税金負債       |          |
| その他有価証券評価差額金 | 200百万円   |
| 固定資産圧縮積立金    | 4百万円     |
| その他          | 84百万円    |
| 繰延税金負債合計     | 289百万円   |
| 繰延税金負債の純額    | △54百万円   |

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が30.6%から31.5%に変更されます。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は7百万円増加し、法人税等調整額は1百万円、その他有価証券評価差額金は5百万円減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の<br>名 称  | 議 決 権 等 の<br>所有割合 (%) | 関連当事者<br>との 関 係 | 取 内<br>引 容     | 取 引 金 額 | 科 目                    | 期末残高  |
|-----|--------------|-----------------------|-----------------|----------------|---------|------------------------|-------|
| 子会社 | 東和畜産<br>株式会社 | 所有<br>直接100%          | 飼料の販売           | 資金の貸付<br>(注) 1 | 71      | 関係会社<br>長期貸付金<br>(注) 2 | 2,011 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して、利率を合理的に決定しております。
- 2 関係会社長期貸付金に対し、当事業年度において495百万円の貸倒引当金繰入額を計上し、当事業年度末現在、貸倒引当金残高は870百万円となっております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,010円56銭
2. 1株当たり当期純利益 17円43銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

日和産業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

|                         |       |         |
|-------------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 上 田 美 穂 |
| 指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 | 公認会計士 | 葉 山 良 一 |

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日和産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

**連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

**連結計算書類の監査における監査人の責任**

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

日和産業株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大 阪 事 務 所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 上 田 美 穂 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 葉 山 良 一 |

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日和産業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

日和産業株式会社 監査役会  
常勤監査役 脇村 常雄 ㊞  
監査役 山下 剛 ㊞  
監査役 吉田 憲史 ㊞

(注) 監査役山下剛及び監査役吉田憲史は、社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、継続的な安定配当を基本方針として当事業年度の業績と今後の見通し等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金6円 総額108,670,758円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、経営に関する意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより、実効的なガバナンス体制の構築に向けて取締役会の監督機能を強化するため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除及び経過措置の設置等の変更を行うものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第28条を変更案第28条のとおりに変更するものであります。なお、当該変更につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
- (3) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、剰余金の配当等の決定を取締役会決議により行うことを可能とするため、現行定款第39条及び第40条を変更案第34条のとおりに変更するものであります。
- (4) その他、上記各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

現行の定款と変更案は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部は変更部分)

| 現行定款                                                                                            | 変更案                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 章 総 則                                                                                       | 第 1 章 総 則                                                                                       |
| 第1条～第3条 (条文省略)                                                                                  | 第1条～第3条 (現行どおり)                                                                                 |
| (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. <u>監査役</u><br>3. <u>監査役会</u><br>4. 会計監査人 | (機関)<br>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。<br>1. 取締役会<br>2. <u>監査等委員会</u><br>(削除)<br>3. <u>会計監査人</u> |

(下線部は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                        | 変更案                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第5条 (条文省略)                                                                                                                  | 第5条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                  |
| 第 2 章 株 式                                                                                                                   | 第 2 章 株 式                                                                                                                                                                                                    |
| 第6条 (条文省略)                                                                                                                  | 第6条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                  |
| <u>(自己の株式の取得)</u><br>第7条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の</u><br><u>規定により取締役会の決議によって</u><br><u>市場取引等により自己の株式を取得</u><br><u>することができる。</u> | (削除)                                                                                                                                                                                                         |
| 第8条～第11条 (条文省略)                                                                                                             | 第7条～第10条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                             |
| 第 3 章 株 主 総 会                                                                                                               | 第 3 章 株 主 総 会                                                                                                                                                                                                |
| 第12条～第18条 (条文省略)                                                                                                            | 第11条～第17条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                            |
| 第 4 章 取締役及び取締役会                                                                                                             | 第 4 章 取締役及び取締役会                                                                                                                                                                                              |
| (定員)<br>第19条 当社の取締役は、 <u>8名以内とす</u><br><u>る。</u>                                                                            | (定員)<br>第18条 当社の取締役(監査等委員である<br>取締役を除く。)の取締役は8名以<br>内とし、監査等委員である取締役<br>(以下、「監査等委員」という。)<br>は4名以内とする。<br><u>当社は、法令に定める監査等委員</u><br><u>の員数を欠くことになる場合に備</u><br><u>え、株主総会において補欠の監査等</u><br><u>委員を選任することができる。</u> |

(下線部は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任)</p> <p>第20条 取締役は株主総会の決議によって選任する。<br/>取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br/>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> | <p>(選任)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議において選任する。<br/>取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br/>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p>                                                                                                                                                                                             |
| <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/><u>補欠又は増員によって選任された取締役の任期は、他の在任の取締役の残任期間と同一とする。</u></p>           | <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br/><u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><br/><u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u><br/><u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |

(下線部は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第22条 (条文省略)                                                                                                                                      | 第21条 (現行どおり)                                                                                                                                                                   |
| (取締役会の招集通知)<br>第23条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。<br>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>取締役及び監査役全員の同意があるときは招集手続きを経ずにこれを開くことができる。 | (取締役会の招集通知)<br>第22条 取締役会の招集通知は各取締役に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。<br>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>取締役全員の同意があるときは招集手続きを経ずにこれを開くことができる。                                          |
| (新設)                                                                                                                                             | (重要な業務執行の決定の委任)<br>第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって同条第5項各号に定める事項 <u>以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>                                                          |
| 第24条 (条文省略)                                                                                                                                      | 第24条 (現行どおり)                                                                                                                                                                   |
| (役付取締役及び代表取締役)<br>第25条 取締役会はその決議をもって取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各1名、取締役相談役、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。<br>取締役会の決議により前項の取締役のうち、各自会社を代表する代表取締役4名以内を選定する。    | (役付取締役及び代表取締役)<br>第25条 取締役会はその決議をもって取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> の中から、取締役会長、取締役社長及び取締役副社長各1名、取締役相談役、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。<br>取締役会の決議により前項の取締役のうち、各自会社を代表する代表取締役4名以内を選定する。 |

(下線部は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第26条 (条文省略)                                                                                                                                                                                                                             | 第26条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                             |
| (報酬等)<br>第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。                                                                                                                                                       | (報酬等)<br>第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって定める。                                                                                                                                                        |
| (取締役の責任免除)<br>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。<br>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<br>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 | (取締役の責任免除)<br>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。<br>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<br>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。 |
| 第 5 章 監査役及び監査役会                                                                                                                                                                                                                         | (削除)                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (定員)<br>第29条 当会社の監査役は4名以内とする。                                                                                                                                                                                                           | (削除)                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (選任)<br>第30条 監査役は株主総会の決議によって選任する。                                                                                                                                                                                                       | (削除)                                                                                                                                                                                                                                                     |

(下線部は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変更案         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <p><u>監査役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第329条第2項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができるものとし、その選任方法は前項の規定を準用する。</u></p> <p>3. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> |             |
| <p><u>(任期)</u></p> <p>第31条 <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p>                     | <p>(削除)</p> |

(下線部は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                                                                          | 変更案  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <u>(監査役会の招集通知)</u><br>第32条 監査役会の招集通知は各監査役に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。<br>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>監査役全員の同意があるときは招集手続きを経ずにこれを開くことができる。                                  | (削除) |
| <u>(監査役会の決議の方法)</u><br>第33条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。                                                                                                            | (削除) |
| <u>(常勤の監査役)</u><br>第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。                                                                                                                             | (削除) |
| <u>(報酬等)</u><br>第35条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。                                                                                                                                  | (削除) |
| <u>(監査役の責任免除)</u><br>第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度内において免除することができる。<br>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責 | (削除) |

(下線部は変更部分)

| 現行定款                                                                   | 変更案                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <u>任を限定する契約を締結することができる。</u><br><u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> |                                                                                                                                                                    |
| (新設)                                                                   | 第 5 章 監査等委員会                                                                                                                                                       |
| (新設)                                                                   | <u>(監査等委員会の招集通知)</u><br>第29条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し会日の3日前までにこれを発するものとする。<br><u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u><br><u>監査等委員全員の同意があるときは招集手続きを経ずにこれを開くことができる。</u> |
| (新設)                                                                   | <u>(監査等委員会の決議の方法)</u><br>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって行う。                                                                            |
| (新設)                                                                   | <u>(常勤の監査等委員)</u><br>第31条 監査等委員会は、その決議により監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。                                                                                             |
| 第 6 章 会 計 監 査 人                                                        | 第 6 章 会 計 監 査 人                                                                                                                                                    |
| 第37条 (条文省略)                                                            | 第32条 (現行どおり)                                                                                                                                                       |
| 第 7 章 計 算                                                              | 第 7 章 計 算                                                                                                                                                          |

(下線部は変更部分)

| 現行定款                                                                                                                            | 変更案                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 <u>38</u> 条 (条文省略)                                                                                                            | 第 <u>33</u> 条 (現行どおり)                                                                                                                                |
| (期末配当金)<br>第39条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「 <u>期末配当金</u> 」という。）を支払う。                  | (削除)                                                                                                                                                 |
| (中間配当金)<br>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「 <u>中間配当金</u> 」という。）をすることができる。 | (削除)                                                                                                                                                 |
| (新設)                                                                                                                            | (剰余金の配当等)<br>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。<br>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。<br>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 |

(下線部は変更部分)

| 現行定款        | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第41条 (条文省略) | 第35条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (新設)        | <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、第121回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. <u>第121回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条（監査役の責任免除）の定めるところによる。</u></p> |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）は任期満了となります。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                      | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1     | なか はし たいちろう<br>中 橋 太一郎<br>(1979年1月6日生)                                                                                                                                                     | 2007年4月 当社入社<br>2008年5月 当社執行役員管理本部長<br>2011年6月 当社取締役管理本部長<br>2017年6月 当社専務取締役管理本部長<br>2018年6月 当社専務取締役営業本部長<br>2024年6月 当社取締役社長（代表取締役）（現在）                 | 24,100株           |
|       | 取締役候補者とした理由<br>2011年に当社取締役に就任後、管理本部長として当社における管理部門全般の管理・監督を行い、2018年からは営業本部長として当社における営業全般の管理・監督に携わってまいりました。2024年からは取締役社長（代表取締役）として、経営全般の管理・監督に携わってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 |                                                                                                                                                         |                   |
| 2     | なか はし まさ とし<br>中 橋 正 敏<br>(1945年12月6日生)                                                                                                                                                    | 1973年6月 当社入社<br>1985年8月 当社取締役総務部長<br>1993年6月 当社常務取締役総務部長<br>1997年6月 当社専務取締役<br>1999年6月 当社取締役社長（代表取締役）<br>2017年6月 当社取締役会長（代表取締役）<br>2024年6月 当社取締役相談役（現在） | 411,264株          |
|       | 取締役候補者とした理由<br>1985年に当社取締役に就任後、1999年から取締役社長（代表取締役）、2017年から取締役会長（代表取締役）、2024年からは取締役相談役を務めており、当社における経営全般の管理・監督に携わってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。                                |                                                                                                                                                         |                   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                        | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3     | まつもと たかふさ<br>松本 幸久<br>(1952年8月1日生)                                                                                                            | 1975年4月 当社入社<br>2009年3月 当社執行役員三原工場長<br>2013年6月 当社取締役三原工場長（現在）                             | 3,000株            |
|       | 取締役候補者とした理由<br>2013年に当社取締役に就任後、三原工場長として当社の工場経営の一翼を担い、経営の管理・監督に携わってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。                                  |                                                                                           |                   |
| 4     | やす い ひで お<br>安井 秀夫<br>(1956年3月14日生)                                                                                                           | 1978年4月 当社入社<br>2011年6月 当社執行役員管理本部副本部長<br>2018年6月 当社取締役管理本部長・総務部長（現在）                     | 25,200株           |
|       | 取締役候補者とした理由<br>2011年に当社執行役員に就任後、管理本部副本部長として、2018年に当社取締役に就任してからは管理本部長・総務部長として当社における管理部門全般の管理・監督に携わってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 |                                                                                           |                   |
| 5     | ひがしむく ひの さとし<br>東 空比野 敏<br>(1961年11月17日生)                                                                                                     | 1984年4月 当社入社<br>2017年5月 当社鹿児島工場副工場長<br>2019年4月 当社執行役員鹿児島工場副工場長<br>2023年6月 当社取締役鹿児島工場長（現在） | —                 |
|       | 取締役候補者とした理由<br>2023年に当社取締役に就任後、鹿児島工場長として当社の工場経営の一翼を担い、経営の管理・監督に携わってまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。                                 |                                                                                           |                   |

(注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が一部の保険料を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                    | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                                                           | わきむらつねお<br>脇村常雄<br>(1952年10月30日生) | 1983年7月 当社入社<br>2001年6月 当社取締役総務部長<br>2006年6月 当社取締役管理本部長・総務部長<br>2008年5月 当社取締役<br>2008年6月 当社監査役<br>2009年6月 当社常勤監査役（現在） | 211,216株          |
| 監査等委員である取締役候補者とした理由<br>当社において総務部に長年在籍し、2001年6月から2008年5月まで取締役として財務部門を担当しており、財務及び会計に関する経験と実績を有しております。その経験及び見識は、監査等委員である取締役の職務に資するものと判断いたしました。 |                                   |                                                                                                                       |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | かわ さき し ろう<br>河 崎 司 郎<br>(1953年12月29日生)                                                                                                                                        | 1976 年 4 月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱ＵＦ<br>Ｊ銀行）入行<br>2003 年10月 株式会社ＵＦ Ｊ銀行（現株式会社三菱Ｕ<br>Ｆ Ｊ銀行）瓦町支店長<br>2006 年 1 月 株式会社三菱東京ＵＦ Ｊ銀行（現株式会<br>社三菱ＵＦ Ｊ銀行）瓦町支社長<br>2006 年 5 月 新日本監査法人（現ＥＹ新日本有限責任監<br>査法人）入所<br>2008 年10月 新日本有限責任監査法人（現ＥＹ新日本有<br>限責任監査法人）プリンシパル<br>2010 年 7 月 同法人シニアプリンシパル<br>2016 年 6 月 同法人マネージングディレクター<br>2017 年 6 月 当社取締役（現在） | —                 |
|            | 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要<br>2017年に当社社外取締役に就任後、銀行並びに監査法人における幅広い実務の経験から、当社の経営全般に対して有益かつ的確な助言をいただき、経営の管理・監督に携わっていただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                      | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3     | よし だ けん じ<br>吉 田 憲 史<br>(1972年11月13日生) | 1998 年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）大阪事務所入所<br>2002 年 5 月 公認会計士登録<br>2004 年 3 月 妙中公認会計士事務所入所<br>2006 年 8 月 インデックスデジタル株式会社（現シナジーマーケティング株式会社）入社<br>2012 年 7 月 吉田公認会計士事務所 所長（現在）<br>2017 年 6 月 株式会社リグア 監査役（現在）<br>2024 年 6 月 当社監査役（現在）<br>2025 年 3 月 株式会社モンスターラボ 取締役監査等委員（現在） | －                 |
|       |                                        | 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要<br>2024年に当社社外監査役に就任後、公認会計士としての会計に関する専門的な経験と知識から、当社の経営全般に対して有益かつ確な助言をいただき、経営の管理・監督に携わっていただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断いたしました。                                                                                        |                   |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 河崎司郎氏及び吉田憲史氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。  
なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。  
また、河崎司郎氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。吉田憲史氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
3. 当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、河崎司郎氏及び吉田憲史氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。脇村常雄氏、河崎司郎氏、吉田憲史氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が一部の保険料を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                               | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                | 候補者の有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 佐 藤 公 夫<br>(1950年7月12日生)                                                                                                       | 1979年5月 佐藤産業株式会社 非常勤監査役<br>1980年5月 同社常務取締役<br>1988年5月 同社専務取締役<br>1992年5月 同社代表取締役副社長<br>1999年5月 同社代表取締役社長<br>2019年3月 同社代表取締役会長（現在） | —                 |
| 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要<br>長年の企業経営の経験により、当社の経営に対する確かな助言をいただき、経営の管理・監督に携わっていただけることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたしました。 |                                                                                                                                   |                   |

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 佐藤公夫氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 佐藤公夫氏が監査等委員である取締役に就任することとなった場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

4. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が一部の保険料を負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。佐藤公夫氏が監査等委員である取締役に選任され就任することとなった場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

**第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、2016年6月29日開催の第112回定時株主総会において、月額13百万円以内とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額160百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に合致するものであり、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し相当であるものと考えております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は5名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

**第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額40百万円以内とすることにつきご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、当社の事業規模、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

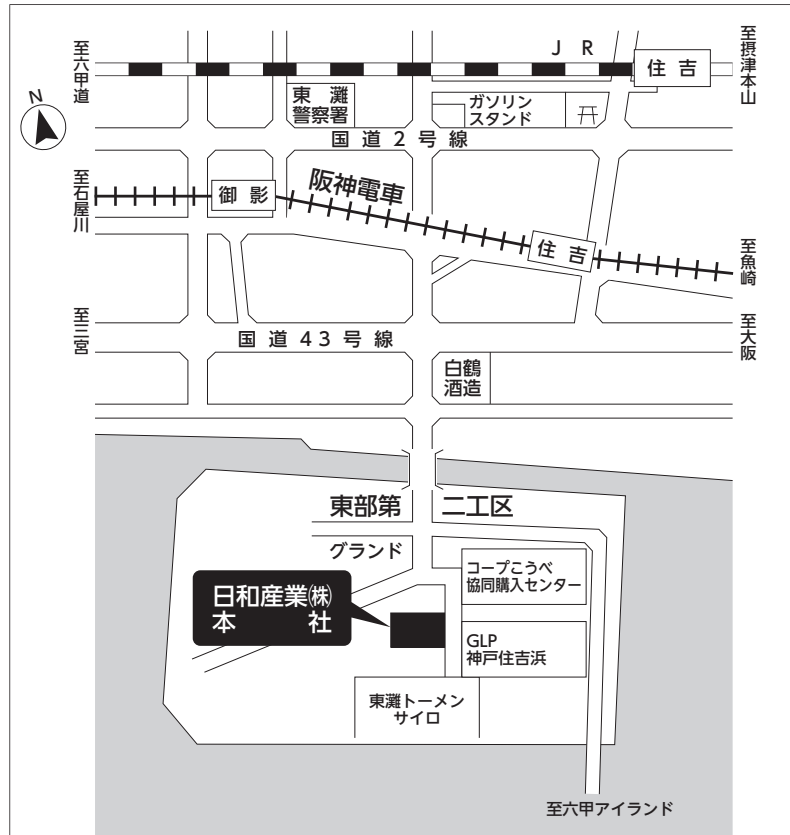
なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

# 株主総会会場のご案内

会 場 神戸市東灘区住吉浜町19番地の5  
日和産業株式会社 本社3階会議室

## 会場付近の略図



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。